

7 生徒指導・教育相談

(5) 児童生徒への指導

ウ〈不登校〉

不登校の定義

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と定義されている。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因や背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を、「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校、家庭、社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。

不登校の基本的な考え方

不登校への考え方や対応の仕方について以下に示す。

1 最終目標の「社会的自立」に向けた支援

不登校の問題は「心の問題」としてのみ捉えるのではなく、広く「進路の問題」として捉えることが大切である。すなわち、児童生徒一人一人が「社会的自立」に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方の支援を行うことであると考えられる。

2 不登校を見極め適切に対応するために必要な連携ネットワーク

公的機関だけでなく、民間施設（フリースクール）やNPO等とも積極的に連携し、対応に当たるとともに、児童生徒の発達の段階に応じた指導を継続的に行うために、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等と必要な連携ネットワークを築く。

3 全ての児童生徒にとって居場所となる学校

「不登校の児童生徒にとって居心地のいい学校」は「全ての児童生徒にとっても居心地のいい学校」になるという視点から、全ての児童生徒が楽しく通えるような学校を目指して、取組を展開することが大切である。

4 関係の構築と、適切な働きかけや関わりの継続

不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか、教職員やSC、SSW等の専門家とも連携し、見立てを行った上で、適切な働きかけや関わりをもつ。「この児童生徒はどのようなことに困っているのか」、「どのようなニーズを抱えているのか」を見極め、その上で「誰が、いつ、どのような関わりをすべきか」を的確に判断し、児童生徒本人が社会とのつながりを形成し主体的に歩み出せるための支援を行うようにする。

5 保護者支援及び家庭教育力の充実

担任の教員や養護教諭、SCやSSW等が保護者の相談に応じたり、必要な専門的相談の場を紹介したりするなど、適時適切な対応を行いながら、保護者を支援し、家庭の教育力を充実させる。

校内生徒指導体制の 在り方

直接影響を与え得る教職員一人一人が、児童生徒に対する共通理解の姿勢をもち、支援に当たる体制の充実を図ることが肝要である。児童生徒への効果的な支援ができるよう、SCやSSW等の専門家とともにアセスメントを行い、個々の児童生徒の状況に応じた支援計画を策定し、当該児童生徒に関する状況の共有と、具体的な支援の在り方を検討する。不登校児童生徒については、学校・学級の一員としての関係の糸を切らないよう、児童生徒や保護者との関わりをもち続けることが大切である。

不登校児童生徒への 配慮

不登校児童生徒の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援するとともに、学校は学習状況を把握し、学習の評価を適切に行うことが必要である。例えば、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないように配慮する必要がある。併せて、不登校児童生徒の保護者に対し、支援を行う機関や保護者の会等の情報提供及び指導要録上の出席扱い等を周知することも重要である。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている場合には、状況を見極め、当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行うことが重要である。

さらに、不登校児童生徒が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮し、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるような支援を行うことが重要である。

なお、不登校児童生徒が欠席中に行った学習成果については成績評価を適切に行い、指導要録に記入したり、評価の結果を通知表等により、当該児童生徒や保護者、学校外の機関等に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の自立を支援する上で意義が大きい。

《参考資料》

- 「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」
(文部科学省 令和6年10月)
- 「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(通知)」(文部科学省 令和6年8月)
- 「生徒指導提要」(文部科学省 令和4年12月)
- 「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書 不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議」
(文部科学省 令和3年10月)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(文部科学省 令和元年10月)
- 「児童生徒理解・支援シート(参考様式)」(不登校児童生徒への支援の在り方について)(通知)
(文部科学省 令和元年10月)
- 「児童生徒理解・教育支援シート(参考資料)」(文部科学省 平成30年4月)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(文部科学省 平成29年3月)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(文部科学省 平成28年12月)
- 「不登校児童生徒支援ハンドブック」(京都府教育委員会 令和2年3月)